

世田谷区の要介護認定率等の検証について（中間報告）

1 趣旨

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、介護保険制度の持続可能性を確保するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検など介護給付の適正化の6事業に取り組んでいる。

世田谷区の要介護認定率は全国や東京都と比べて高く、また、認定者のうち要介護3以上の割合が高いという傾向もあることから、その検証を行い、今後の高齢福祉施策を推進するための資料として分析を実施したので、その中間報告を行う。

2 要因分析

(1) 基本情報

1) 総人口、高齢者人口、高齢者世帯の状況

世田谷区の平成30年4月現在の総人口は903,613人、高齢者人口は182,266人であり、高齢化率は20.2%となっている。

世田谷区の総世帯のうち高齢独居世帯の割合は8.6%と23区で一番低く、全国(11.1%)や都(11.1%)に比べても低い。【平成27年 国勢調査より】

<考察> 高齢独居世帯の割合と認定率との関係

世田谷区は、高齢独居世帯の割合が国や都に比べて低いが、高齢独居世帯の割合が高い自治体にも認定率が高い事例があることから、高齢独居世帯の割合と認定率との相関関係は低いと考えられる。

2) 世帯の平均所得、生活保護率

【平成29年 年収ガイド、平成28年度 東京都福祉・衛生統計年鑑より】

世田谷区の世帯の平均所得(545万円)は23区中7位、生活保護率は23区中17位(低いほうから6位)となっており、平均所得が高く生活保護率は低い。

<考察> 世帯の所得等と認定率との関係

世田谷区は、平均所得が高く生活保護率が低いが、同様に平均所得が高く生活保護率が低い自治体でも認定率は低い事例等があることから、所得や生活保護率と認定率との相関関係は低いと考えられる。

3) 平均寿命、健康寿命、障害期間

・平均寿命【国勢調査より】

世田谷区の平均寿命は、男女いずれも高い。(いずれも23区中1位)

国勢調査	全国(男)	全国(女)	世田谷区(男)	世田谷区(女)
平成27年	80.8歳	87.0歳	全国3位 82.8歳	全国8位 88.5歳
平成22年	79.6歳	86.9歳	全国41位 81.2歳	全国86位 87.5歳

・健康寿命【平成28年 東京都65歳健康寿命算出結果より】

世田谷区健康寿命は、男女とも23区平均と大差はない。

	23区平均	世田谷区
男性	80.89歳	81.31歳(23区中6位)
女性	82.49歳	82.40歳(23区中16位)

・障害期間【平成28年 東京都65歳健康寿命算出結果より】

世田谷区の要支援1以上の障害期間は、男性が23区中2位、女性が23区中1位といずれも長い。

	23区平均	世田谷区
男性	3.34年	3.64年(23区中2位)
女性	6.81年	7.33年(23区中1位)

<考察> 平均寿命、健康寿命、障害期間と認定率との関係

世田谷区の特徴としては、平均寿命が高い一方で、健康寿命は平均的で、障害期間が長い。また、他の自治体のデータからも、障害期間と認定率には相関関係があると考えられる。障害期間が長いことが、認定率を上げている要因のひとつとして考えられるため、その分析をさらに行う。

4) 医療情報【平成29年度 国保データベース(KDB)システムより】

世田谷区の一人当たり医療費は国や都より高く、23区平均より低いが、外来が23区中2位と入院より、より高い傾向を示している。特定健診受診率が50%を超える区が11区ある一方、世田谷区の受診率は38.1%と低い。

一人当たり医療費	国平均	都平均	世田谷区	23区平均
医科医療費(合計)	70,768円	69,205円	71,684円(23区中16位)	72,497円
医科医療費(入院)	35,950円	32,872円	32,362円(23区中18位)	34,490円
医科医療費(外来)	34,818円	36,333円	39,322円(23区中2位)	38,007円

<考察> 医療情報と認定率との関係

他の自治体の事例から、受診率と平均寿命、健康寿命の相関関係は低いと考えられるが、医療情報と認定率の関係については引き続き検証を続ける。

(2) 介護保険関連情報

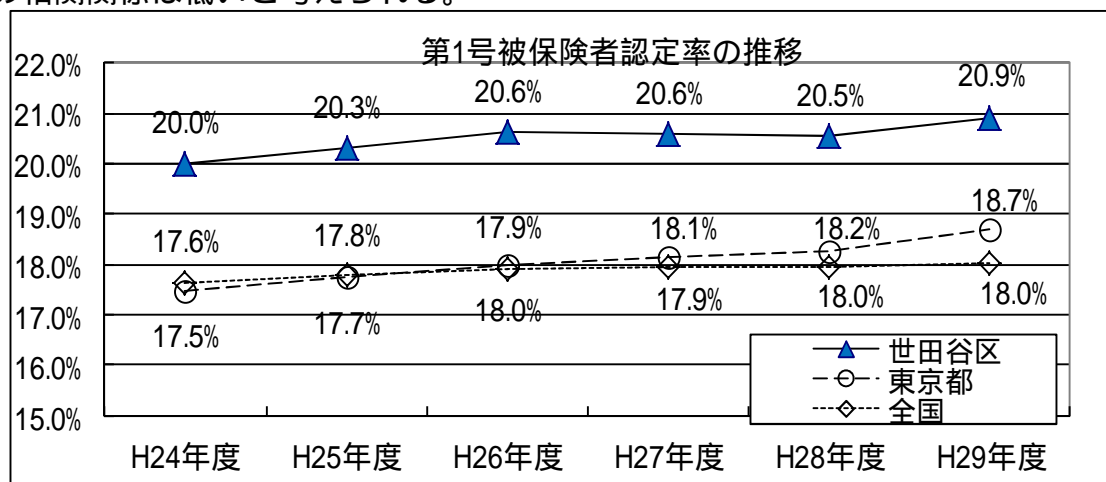
1) 要介護認定情報

認定率、高齢化率、後期高齢化率

世田谷区の認定率は20.92%と国(18.01%)や都(18.7%)に比べて高く、23区の中でも目黒区(20.95%)に次いで高い。高齢化率は20.4%と国(26.3%)や都(22.2%)に比べて低く、後期高齢化率は10%と国(12.7%)や都(10.6%)に比べて低い。

<考察> 後期高齢者が占める割合と認定率との関係

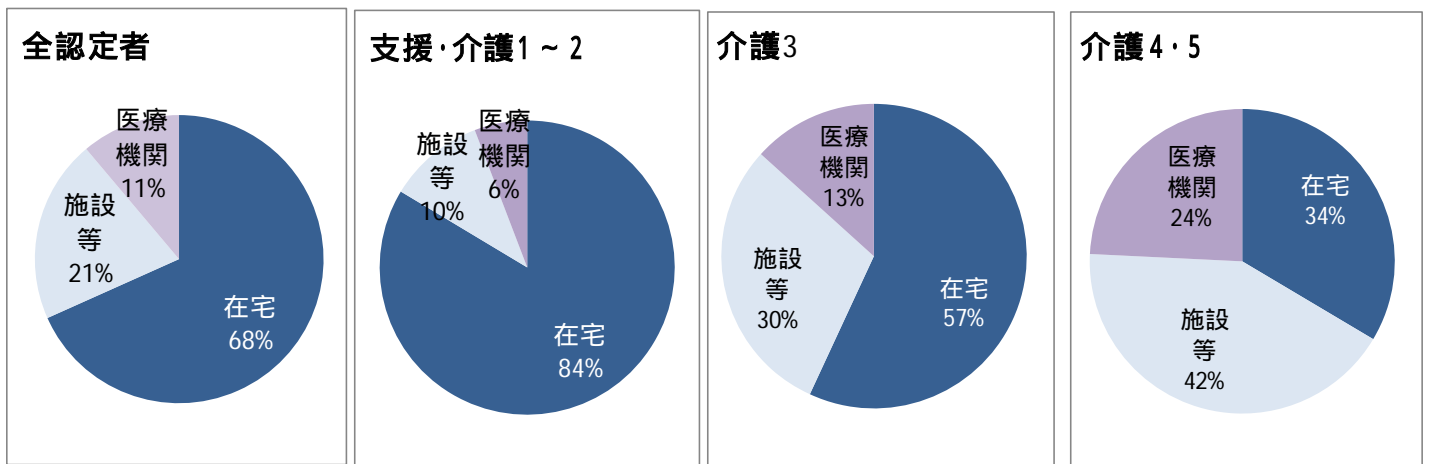
前期高齢者に比べて後期高齢者の認定率は高くなることから、後期高齢者の占める割合が高い場合は、認定率も高くなることが考えられるが、国、都やその他自治体の中でも、後期高齢者の占める割合は高いが、認定率は低い例があり、認定率との相関関係は低いと考えられる。



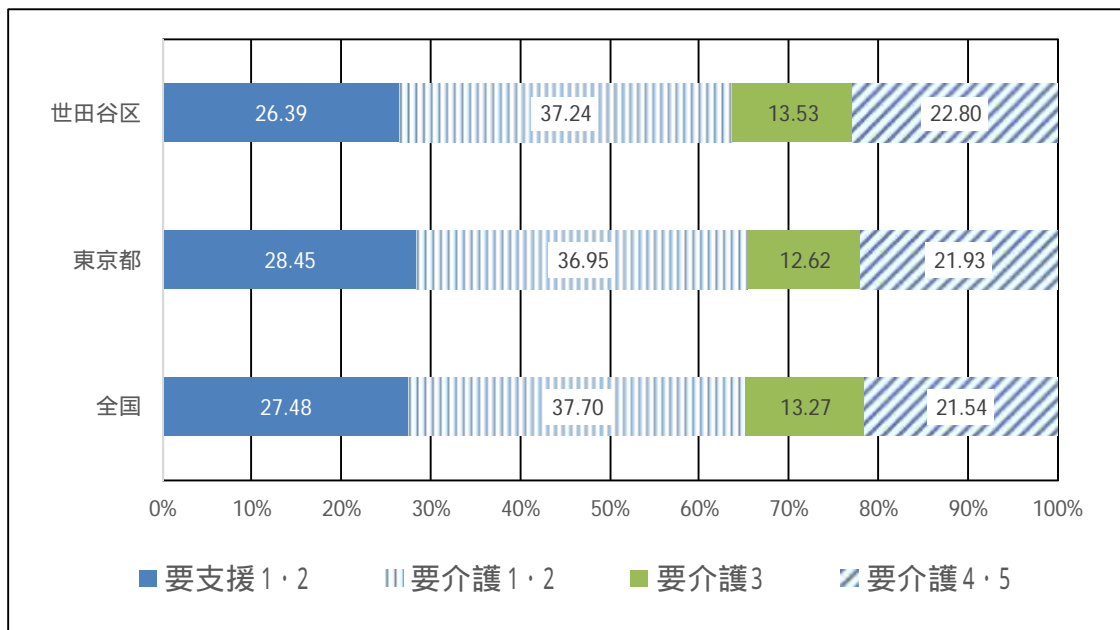
新規認定率

【平成 27 年度 厚生労働省・介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査より】
 世田谷区の新規認定率（新規認定者数を年度末の被保険者数で除したものは、3.32%と国（4.18%）、都（5.17%）に比べて低く、認定者のうち更新認定の割合が高く、障害期間の長さにつながっていると考えられる。

認定者の居場所【平成 30 年 4 月 1 日現在 認定調査票・主治医意見書の集計より】
 世田谷区の認定者の居場所は、認定者全体の 68%が在宅、21%が施設等（グループホーム、特定施設入居者生活介を含む）、11%が医療機関となっている。
 要介護度が上がるにつれて、在宅の割合が低くなる一方、逆に施設等や医療機関の割合が高くなるという相関関係にある。



要介護度別認定率【平成 30 年 3 月 厚生労働省・介護保険事業状況報告より】
 要介護度別の認定率をみると、割合比較では要介護 3 以上の割合（36.33%）が、国（34.81%）や都（34.55%）よりも高い。

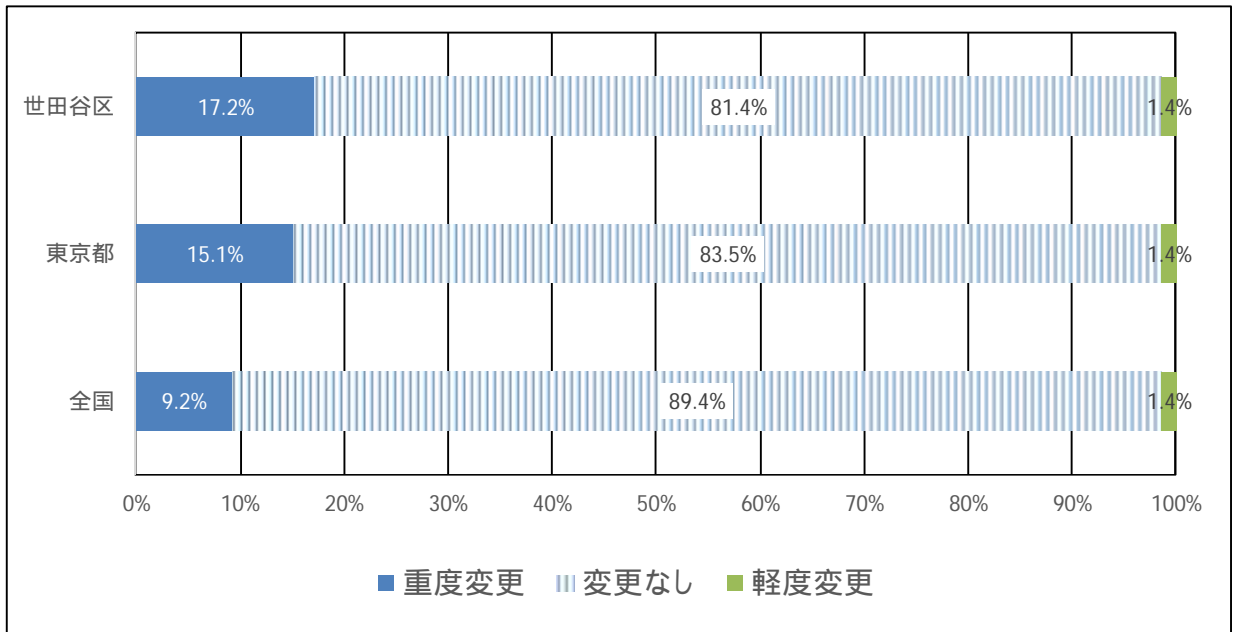


(単位: %)

重軽度変更割合【平成 29 年度 厚生労働省・「報告集計 2009」】

要介護認定は、コンピューターによる一次判定をもとに保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において二次判定を行い、区が認定する。

介護認定審査会の審査・判定の際に、重度変更、変更なし、軽度変更があるが、世田谷区は、国や都に比べて、軽度変更は 1.4%と差がないが、重度変更は 17.2%と、介護認定審査会での二次判定の重度変更が高い。

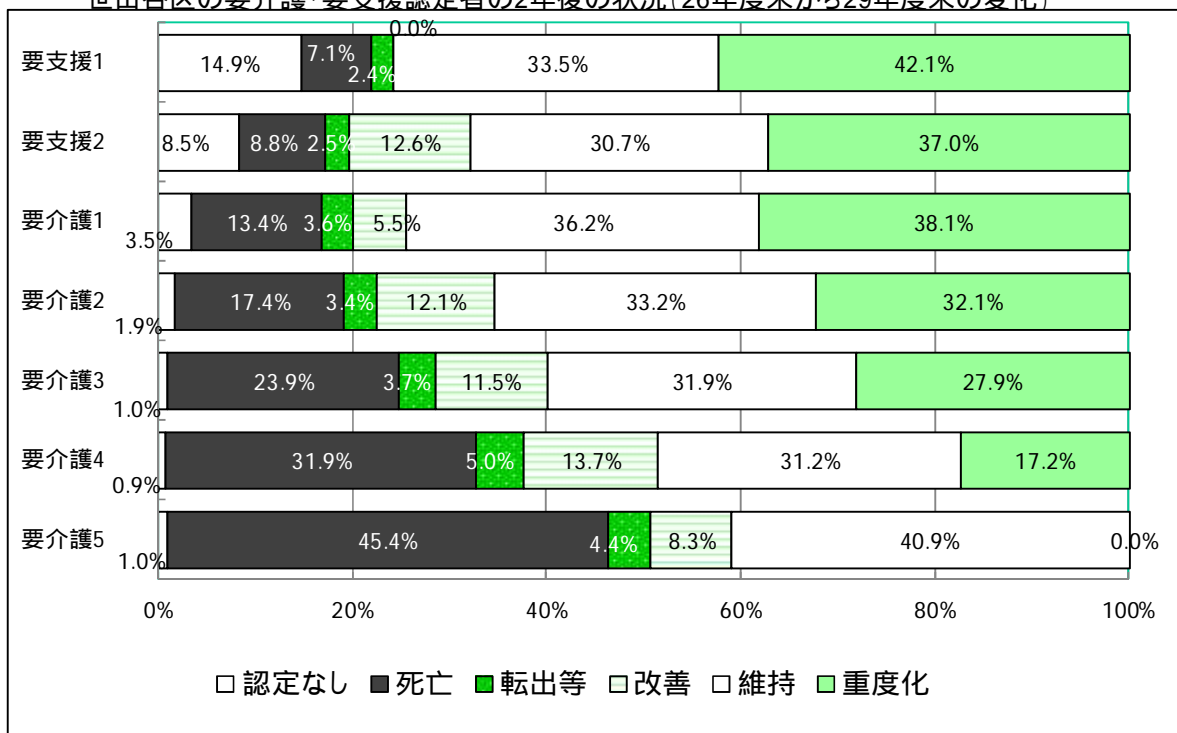


(単位: %)

認定者の更新後の状況

世田谷区の認定者の 2 年後の更新の状況は、要支援と要介護 1・2 の重度化する割合が 30%以上となっている。

世田谷区の要介護・要支援認定者の2年後の状況(26年度末から29年度末の変化)



2) 介護サービスの整備状況【平成 29 年 介護サービス情報公表システムより】

・世田谷区は施設サービスの定員は少ないが、その他の居住系サービス（グループホーム、特定施設入居者生活介護）と通所系サービスの定員数は多い。また、第 1 号被保険者千人当たりで見ても比較的多い。

特定施設の整備状況は 70 施設・4,478 人であり、区民の区内施設の利用者は 1,689 人（40%）、区外施設も含めた利用者の合計は、4,193 人である。

さらに、訪問系サービスには定員はないが、後述のとおり、訪問介護をはじめとした訪問系サービスの利用率は高い状況である。

<考察> 介護サービスと認定率との関係

世田谷区は、介護サービスが充実していることから、介護サービスを利用したい方々にとって、介護認定を受けた後、実際に希望するサービスを受けることが可能と判断されていることが、認定率を上げている要因のひとつとして考えられる。

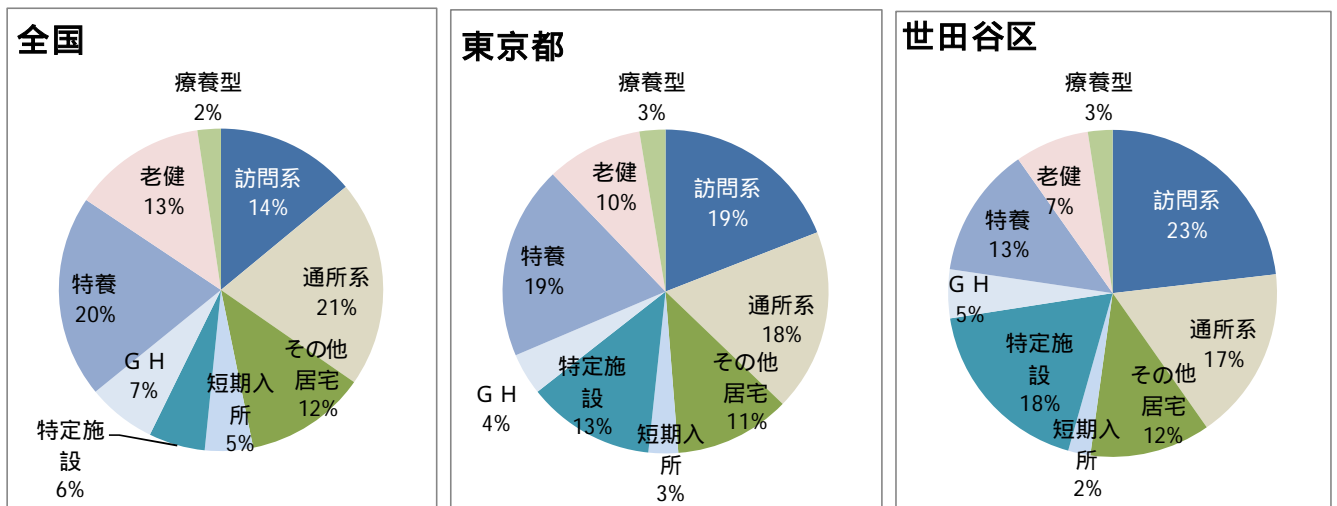
3) 介護サービスの利用状況【平成 30 年 3 月 厚生労働省・介護保険事業状況報告より】

一人当たり給付月額

・第 1 号被保険者の一人当たり給付月額は、国や都に比べて高いが、認定者の一人当たり給付月額は、世田谷区の認定者数が多いこともあり、国より低く、都より高い。世田谷区の認定率は高いが、認定者一人当たりの給付月額は高くない。

一人当たり 給付月額	全国	東京都	世田谷区
第 1 号被保険者	20,951 円	21,165 円	23,790 円
認定者	113,951 円	110,780 円	111,626 円

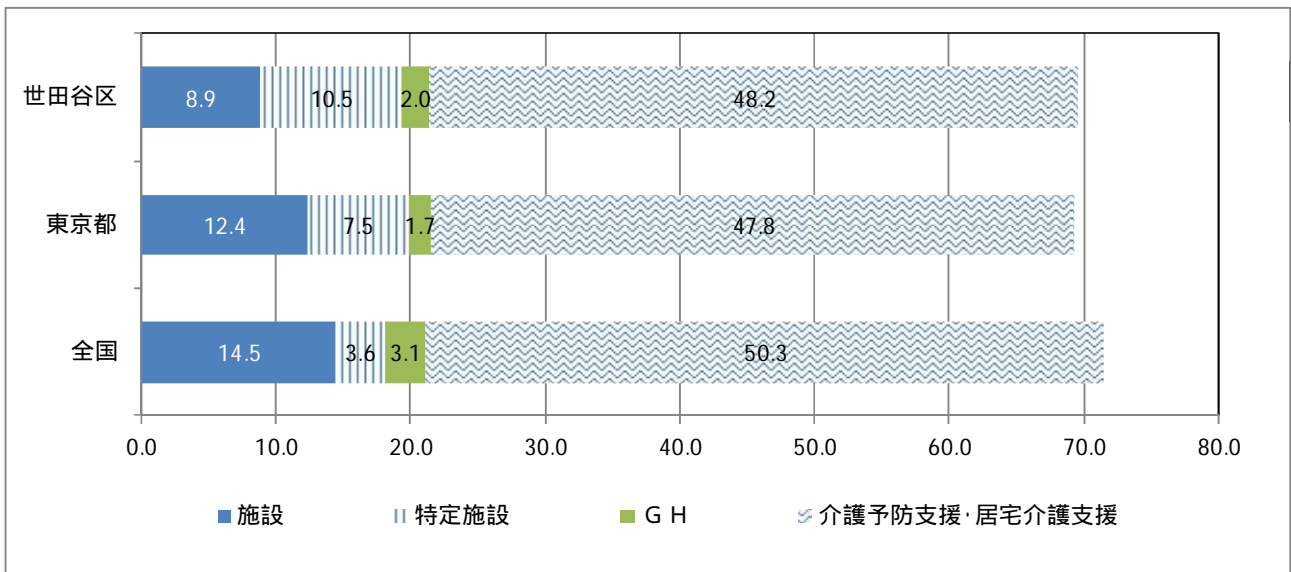
・認定者の一人当たり給付月額をサービス系列別の割合でみると、世田谷区は国、都と比較して、訪問系サービス、特定施設入居者生活介護の一人当たり給付月額の割合が高い一方、施設サービス（特養等）の割合は低い。施設・居住系の合計は 41%と国（48%）や都（49%）に比べて低い。施設が少ない分、特定施設が担っている。



認定者の利用率

・認定者の利用率（サービスを利用した人数を認定者数で除したもの）を主なサービス種別でみると、世田谷区は施設サービスの利用率が低い一方、特定施設の利用率が高い。ただし、施設・居住系サービスを合計した利用率は、世田谷区は 21.4%と都や国と同程度である。（都 21.6%、国 21.2%）

また、介護予防支援・居宅介護支援（ケアマネジャー）の利用率は、都と同程度で国よりも低い。



単位：%

4) 第7期介護保険料

世田谷区の第7期の介護保険料は、基準月額6,450円（23区中4位）であり、第6期からの伸び率は、10.3%（23区中5位）で、国平均（6.4%）や都平均（6.7%）に比べて高い。23区の伸び率は、-0.7%から20%の範囲となっており、今後、伸び率の要因を分析する。

なお、基準月額の国平均は5,869円、都平均は5,911円、最高額は9,800円（福島県葛尾村）、最低額は3,000円（北海道音威子府村）である。

3 今後の対応策について（案）

（1）要介護認定率に関して

- ・世田谷区は、平均寿命が高い一方で、健康寿命は23区で平均的なため、結果的に障害期間が長くなっており、介護予防等の健康寿命を伸ばす事業を効果的に実施していく必要がある。

- ・世田谷区はこれまで、介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」の理念の実現に向けて、ケアマネジャー研修（新任・現任・リーダー養成・リーダー）やケアプラン点検を実施する等、適切なケアマネジメントの推進に努めてきた。今後も引き続き給付の適正化を図るため、ケアマネジャー及び介護事業所に対して、適切なサービス提供についての周知を図っていく必要がある。

（2）要介護認定の重度割合について

- ・介護認定審査会の委員に対して、部会長連絡会や研修等の機会を活用して、国や都との比較のデータや各部会のデータを示して、世田谷区の二次判定の重度変更の状況を伝え、各部会の平準化に向けた取組みを、継続して実施していく。

（3）認定者の更新状況について

- ・世田谷区は、要支援と要介護1・2の方の更新時に重度化傾向があるため、自立支援と重度化防止の取組みを強化していくことが必要である。